

令和 8 年度 第 3 回

宍粟市教育委員会

# 会 議 録

(要点筆記)

日時 令和 8 年 6 月 16 日 午後 4 時 15 分から

場所 宍粟市役所本庁舎 4 階会議室

### 第3回（定例）宍粟市教育委員会会議録

#### ● 開会・閉会の年月日時及び場所

令和8年6月16日 午後4時15分～5時

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番6 宍粟市役所本庁舎 4階会議室

#### ● 会議に出席した者の職氏名

教育委員

中田直人 教育長

梶本雅彦 委員

中川まゆみ 委員

平田恵子 委員

事務局

大砂正則 教育部長

鳥羽千晴 教育部次長

西嶋知栄 教育総務課長

中田 吏 次長兼学校教育課長

川本正史 こども未来課長

安川夏江 こども未来課長

大田貴久 施設整備課長

清水将道 社会教育文化財課長

大北真彰 次長兼山崎学校給食センター所長

石垣続久 まちづくり推進課長

水口恵子 次長兼人権推進課長

岩本浩二 教育総務課副課長

#### 1 開会

中田教育長が開会した。

- 6月3日付で新たに梶本雅彦氏が教育委員会委員に選任されたことから、協議等に先立ち、事務局職員の自己紹介を行った。

#### 2. 教育長職務代理者の指名

中田教育長から、6月2日に退任された片山職務代理者に代わり、6月3日付で梶本委員を職務代理者に指名したことを報告した。

#### 3 会議の成立宣言

出席者数4名となり、中田教育長が会議の成立を宣言した。

#### 4 会議録署名委員の指名

署名委員は、中田教育長の指名により、中川委員に決定した。

#### 5 前回会議録の承認

令和8年度第2回（定例）宍粟市教育委員会会議録の承認に関する件  
前回の会議録について、西嶋課長が説明し、承認された。

## 6 教育長報告

次の3点について、中田教育長が報告した。

### (1) 小中学校の教育活動について

中学校ではトライやるウィークや修学旅行、小学校では多くの学校で自然学校が実施され、山崎小学校と山崎西小学校では運動会が行われています。子どもたちにとって社会性や協調性が身に付く良い機会になったと思います。

### (2) 公立幼稚園の耐震診断について

河東幼稚園と波賀幼稚園の耐震診断については、4月に入札を行って業者が決定し、5月末には現地調査が完了したとの報告がありました。今後については、診断結果が出ましたらその内容を精査して、必要な対応策について検討を進めてまいります。

### (3) 令和8年度宍粟学講座の開催について

6月13日に『播磨における「播磨国風土記」の書写・伝播（でんぱ）の過程』をテーマに播磨学研究所の研究員を講師にお招きし、講座を開催しました。当日は57名の方に参加いただき、郷土の歴史を学び、郷土愛を育む機会となりました。本年度の宍粟学講座は今後3回の実施を予定しており、引き続き市民の皆さまの生涯学習につながる学びの場として開催してまいります。

## 7 議事

### 第2号議案 宍粟市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について

資料1～2Pにより、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正されたことに伴い、教育委員会に対して業務量管理・健康確保措置実施計画の策定及び公表等が義務付けられたことから、この規則の一部改正を行うことについて、中田次長兼課長が説明した。

審議の結果、第2号議案は、提案どおり可決した。

### 委員の主な意見及び事務局の説明

(中田教育長)

この業務量管理・健康確保措置実施計画について、策定状況はどうなっていますか。

(中田次長兼課長)

素案を作成済で、学校長に内容確認を行っているところです。9月の教育委員会までに提出したいと考えています。

(中田教育長)

今回の規則改正にあった学校運営協議会とこの計画の関連性については、法的に学校運営協議会が意見を述べるができることとの理解でよいですね。おそらくその趣旨は、保護者や地域の理解を得なければ学校の働き方改革が実現しないだろうとのことかと思

います。

学校運営協議会への報告はいつ頃になりそうですか。

(中田次長兼課長)

おおむね年2回は協議会が開催されていますので、今年度中の協議会でそれぞれ報告される予定です。

(中田教育長)

わかりました。子どもたちの教育の質の向上にもつながる学校の働き方改革の実現のためには、保護者や地域の理解と協力が必要ということが今回の規則改正の背景だと思っていますので、学校へ十分な説明と協力をお願いして、業務改善や働き方改革が一層進むよう、教育委員会としてもサポートしていきたいと思っています。

### 第3号議案 宍粟市青少年問題連絡会設置要綱の一部改正について

資料3～4Pにより、「宍粟保護区 保護司会」が「宍粟市保護士会」に名称変更されることから、この要綱の一部を改正することについて、清水課長が説明した。

審議の結果、第3号議案は、提案どおり可決した。

### 第4号議案 宍粟市立学校教職員が地域クラブ活動に従事する場合の兼職兼業の許可に関する要綱の制定について

当日配布資料により、部活動の地域展開に伴い、教職員が希望に応じて地域クラブ活動へ円滑に従事できるよう、地方公務員法第38条及び教育公務員特例法第17条の規定に基づく兼職兼業の許可に関し必要な事項を定める要綱を制定することについて、中田次長兼課長が説明した。

審議の結果、第4号議案は、提案どおり可決した。

### 委員の主な意見及び事務局の説明

(中川委員)

この制度は、中学校の教員に限らず、小学校の教員も対象でしょうか。

(中田次長兼課長)

小学校の教員も兼職兼業は可能です。小中学校の教員にアンケートを取ったのですが、2割ぐらいの教員は、地域クラブが立ち上がった際に参加したい気持ちがあると聞いています。

(梶本委員)

この要綱の制定はいつになりますか。

(鳥羽次長)

今日の会議で議案として教育委員会に諮り、承認をいただきましたら制定となります。

(梶本委員)

初めてのことでわからない部分がありますが、先ほど資料に目を通したところですので、もう少し時間がほしいと思います。

(中田教育長)

この要綱の制定に至る経緯について説明してもらえますか。

(中田次長兼課長)

国からは、服務監督者である市教育委員会が、教職員の兼職兼業について、保護者をはじめ地域住民のご理解ご協力が得られるように、部活動の地域展開の趣旨や目的等の説明を行うよう通知があったことから、部活動地域展開推進委員会の会議内容の公表、保護者等に参加いただける形でフォーラムや説明会の開催、また、市広報に特集記事を掲載するなど、兼職兼業の必要性について、説明を行ってきております。

教職員に対しても同様に説明を行っているところです。

(中田教育長)

この要綱については、事務局内での決裁のほか、部活動地域展開推進委員会や学校長からも意見をいただいたうえで本日お諮りしております。内容としては、国の兼職兼業のガイドラインを参酌しており、本市だけがガイドラインから逸脱してオリジナルの規定を設けているものではありませんので、ご理解いただければと思います。

(梶本委員)

この要綱の条文を確認すると、確定申告の部分など非常に冷たい印象を受けます。部活動が地域展開に代わっていく中で、宍粟市の場合は、教職員の兼職兼業による関わりがないと持続できない、どちらかと言えば教職員に兼職兼業のお願いをしていかなければならないと考えています。きっちりとした要綱はもちろん必要ですが、事務局の皆さんには、温かい気持ちを持っていただき、教職員が兼職兼業を行うにあたってのサポートをお願いできればと思います。

(大砂部長)

指導者不足は、大きな課題だと考えています。現在、部活動の指導に携わられている教職員には引き続き協力をお願いするケースもあるかもしれません。兼職兼業の手続については、教職員には丁寧に説明し、また、希望や意見等をお聞きする中で、サポートができればと考えています。

## 8 協議報告事項

### (1) 要保護及び準要保護児童生徒認定状況について

当日配布資料により、西嶋課長が説明した。

### (2) 令和8年度宍粟市人権教育研修会について

資料5～6Pにより、中田次長兼課長が説明した。

### (3) 小中一貫教育に係る取組と今後の予定について

資料7～10Pにより、中田次長兼課長が説明した。

### (4) 令和8年度における教科書展示会について

資料11～12Pにより、中田次長兼課長が説明した。

**(5) 令和8年度しそく学力向上検討委員会について**

資料13～15Pにより、中田次長兼課長が説明した。

**委員の主な意見及び事務局の説明**

(梶本委員)

小中一貫教育について、令和9年4月実施に向けて山崎東中学校区で協議が始まり、宍粟市全域で小中一貫教育が始まることとなりますが、課題であったり、今後注力したい部分など、方針等があれば教えてください。

(中田次長兼課長)

一宮北学園がこれまでの3年間の取組をまとめ、検証結果として発表しているところです。その中の意見として、中学校区の規模や連携する学校数により、教員の異校種間の交流が難しい面もあることから、ふるさと学習や地域学習のように共通して取り組んでいくことと、それぞれの学校規模の中で取り組めることを、山崎東中学校区の設置にあわせて今後協議を行っていくと聞いています。それらの進捗も含めて、教育委員会で報告いたします。

(中川委員)

6ページの宍粟市人権教育研修会の内容が「支援を要する子どもたちを核とした学級・学校づくり」ということで、前回の会議で説明のあった教育課程柔軟化研究事業の取組の「多様な子どもたちを包摂し深い学びを確かなものにするため」に即した内容で、とても大事な研修会だと思います。

また、この研修を欠席された場合には「本研修会の内容を各学校の生徒指導担当者を中心に還流する」とあります。とても大事な研修なので、欠席者の方に研修内容がしっかりと伝わる体制づくりをお願いします。

(中田次長兼課長)

中川委員のご意見のとおりで、教員が研修内容を伝達しても伝わりづらい部分があります。講師の承諾が得られればですが、講演の様子を動画で配信することで、欠席者が確認できる状況を整備し、全ての教職員に研修内容が伝わるよう考えています。

**(6) 人権文化をすすめる学習会について**

資料16～17Pにより、水口次長兼課長が説明した。

**(7) 宍粟市部活動地域展開の進捗状況について**

資料18～26Pにより、石垣課長が説明した。

**・その他**

学校給食のPRのためのInstagramを開設したことについて、大砂部長が報告した。

## 9 次回会議の招集について

令和8年7月14日（火）午前9時30分から、宍粟市役所本庁舎4階会議室において、令和8年度第4回宍粟市教育委員会を開催することとした。

## 10 閉会

中川委員が閉会した。